

鳥取県立中央病院免震部点検業務 仕様書

1 業務概要

- (1) 業務名称：鳥取県立中央病院免震部点検業務
- (2) 履行場所：鳥取市江津 730 鳥取県立中央病院
- (3) 業務期間：契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日まで
- (4) 業務仕様
 - ア 本仕様書に記載されていない事項は、「免震建物の維持管理基準 2022（一般社団法人日本免震構造協会）」による。
 - イ 本仕様書、共通仕様書および契約図書等に定めが無い事項は、施設管理担当者と協議する。ただし、これらの図書に記載の無い事項であっても、対象設備の保守点検上必要な関連事項については本業務に含む。
- (5) 対象業務
本業務の対象については「鳥取県立中央病院免震部点検業務 特記仕様書」による。

2 一般共通事項

- (1) 業務計画書
業務計画書（本業務概要・連絡体制・業務担当者名簿・作業要領等）を作成し、定められた期日までに施設管理担当者の承諾を得ること。
- (2) 業務責任者
業務の実施に先立ち業務責任者を選任し、氏名及び本業務で必要とされる資格（一般社団法人日本免震構造協会「免震建物点検技術者」）を、書面をもって提出する。なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。
- (3) 業務の報告
業務責任者は、各年度における業務完了後には、速やかに業務報告書（仕様書様式）を提出すること。なお、点検を実施する中で故障修理、臨機の措置を行い、報告が必要な場合は任意の様式を作成し報告すること。
- (4) 業務完了検査・支払い
 - ア 当該業務の完了後直ちに検査を受けること。なお、合格と認められた場合は別記「支払計画表」に定める業務委託料の支払いを発注者に請求することが出来る。その場合、速やかに当該半期に係る業務委託料の請求書を発注者へ提出する。
 - イ 発注者は、正当な請求書を受理した日から 30 日以内に請求に係る業務委託料を支払う。
- (5) 業務条件
 - ア 点検の実施にあたっては、原則平日の 8 時 30 分～17 時までとするが、施設管理担当者と協議して決定する。
 - イ 点検は必ず年度中に 1 回実施すること。
 - ウ 令和 8 年度以降に係る点検については、前年度の点検から 11～13 か月後に行うものとする。
- (6) 駐車場の利用
利用できる。利用箇所は施設管理担当者と協議すること。
- (7) 受注者の負担の範囲
 - ア 業務の実施に必要な施設の電気、ガス、水道、外線電話等の使用にかかる受注者の費用負担は無い。
 - イ 業務の実施に必要な工具、計器、ウエス、潤滑油、養生材、および事務用品等は受注者の負担とする。（オイルダンパーのオイル、グリス等は本業務に含まない。）
 - ウ 業務実施時に認められた軽微な故障修理に係る経費、その他の負担については別途協議とする。

(8) その他

- ア 本業務における成果物（中間成果物を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、他の目的に使用したりしてはならない。
- イ 本業務の実施過程で知り得た秘密を他に漏洩してはならない。

鳥取県立中央病院免震部点検業務 特記仕様書

本業務は竣工6～9年目の定期点検である。

1 建物概要

- (1) 名称：鳥取県立中央病院
- (2) 場所：鳥取市江津 730
- (3) 建築面積：15,194.09 m² (本館：11,385.01 m²、別館：3,744.00m²、付属棟：65.08m²)
- (4) 延床面積：60,676.21 m² (本館：53,603.93 m²、別館：7,044.23m²、付属棟：28.05m²)
- (5) 構造規模：本館 S造、免震構造(基礎一部柱頭)、地上11階、塔屋1階
別館 RC造、地上2階、塔屋1階
付属棟 RC造、地上1階

※ 当該点検委託対象建物は本館のみとする。

2 点検基準

(1) 計測管理値

- ① クリアランス 躯体 水平：700mm 以上、鉛直：50mm 以上
非構造物 水平：550mm 以上

※ 管理値は「鳥取県立中央病院建替整備工事(建築)」構造図の記載内容に準拠。

(2) 参考資料

過去にクリアランス不測等指摘された事項については令和6年度に是正済であるため、点検にあたっては事前には是正事項(契約後に報告書として貸与)を確認し、それを踏まえたうえで点検を行うこととする。

3 点検対象物及び点検項目

別紙のとおり。

別記

支払計画表

支 払 請 求 日	支 払 金 額
令和7年度	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
令和8年度	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
令和9年度	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
令和10年度	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

※各年度に係る請求金額（以下「点検金額」という。）は、本業務に係る契約金額を4で除した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

なお、支払金額の合計金額が本業務に係る契約金額に満たない場合は、当該不足額を最初年度の請求時に併せて請求するものとする。